（境港漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十三条　境港漁業調整事務所に、次の二課並びに業務推進専門官一人、漁業監督指導官十三人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

漁業監督課

（業務推進専門官の職務）

第五百六十三条の四　業務推進専門官は、命を受けて、境港漁業調整事務所の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務をつかさどる。

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6～9　（略）

10　第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち一人並びに中部森林管理局、四国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百八十五条第一項の森林整備課の企画官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

○農林水産省令第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項第十一号の規定に基づき、及び同法第百八十七条第三項の規定を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

農林水産大臣　宮下　一郎

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）	（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）
第十四条　法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。	**第十四条**　法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　電気事業法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第三十九条第一項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合	（新設）
三～五　（略）	二～四　（略）
（受験資格）	（受験資格）
第九十一条　第八十九条第一号の区分の試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。	**第九十一条**　第八十九条第一号の区分の試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
一～三　（略）	一～三　（略）